

2018 年度 立命館大学 法学部「労働法」講義

中間試験 (2018.05.24.実施)

はじめに

1) 中間試験の意味

- 1. 講義理解度を自己点検する
- 2. 答案（レポート・論文等）の書き方練習

2) 試験内容

- 1. 設問の「1」から「3」は毎回の自己点検で記述する内容と同様
- 2. 定期試験内容と同じ形式、なお、試験範囲である労働団体法分野も定期試験の試験範囲

3) 試験時間：30 分

問題

以下の①から②の新聞記事のうちから一つを選び、次の点につき答えなさい。

- 1. 記事において問題となっている労働法上の論点
- 2. その論点の前提となる法内容の説明
- 3. その論点に関する諸説
- 4. その論点に関する自らの見解

注意：1. いづれの記事を選択したのかを明記すること。

- 2. 出題への解答に直接関係のない事項を記入した場合には、答案を無効と扱う。
- 3. 採点基準（50点満点で採点する）
 - a) 設問の1. から 4. の項目毎に、基本的には○△×の三段階評価を行う。
 - b) ○は必要なことが述べられている場合につけ、10点。
 - △は不十分にしか述べられていない場合につけ、5点。
 - ×は何も述べられていない、ないし関係ないことを述べている場合で、0点。
- c) 独創的な考えがみられた場合には、各問共に10点の範囲で追加点をつける。

①ファミマ事件

朝日新聞 2015年04月16日

東京都労働委員会に救済を申し立てていたのは、F C 店主による「ファミリーマート加盟店ユニオン」。店舗運営ではわずかな裁量しかなく、自分たちは労働組合法上の労働者にあたると主張していた。一方、ファミマは「加盟店主はあくまで独立した経営者」とコメントした。

②長崎自動車事件

朝日新聞 2016年12月29日

長崎自動車の労働組合「長崎バスユニオン」は27日、多数労組と比べて不利な扱いを受けたとして、県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てた。申立書によると、組合事務所や掲示板の貸与、車両配分、新入社員への説明・勧誘の機会などの面で、多数が所属する「長崎私交通労働組合」と比べて不利な扱いを受けたという。